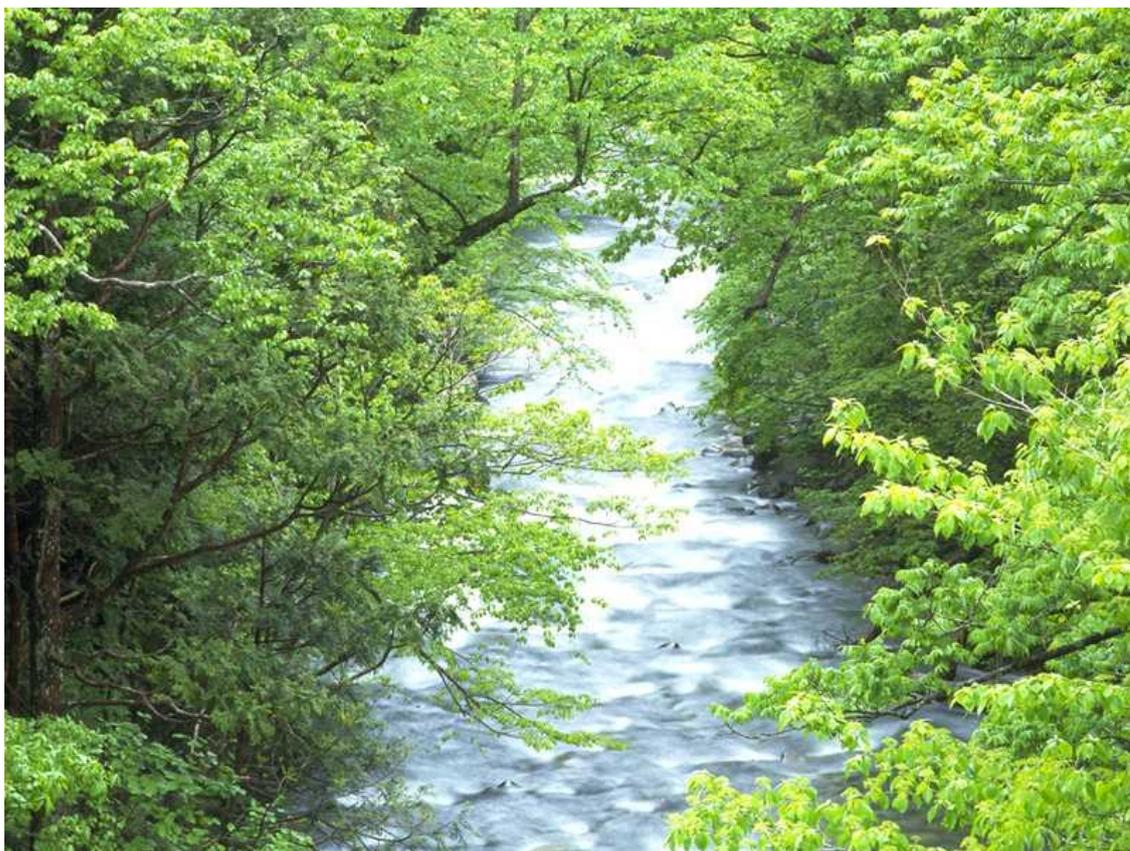


# 1 1 5 ・ 環 境 経 営 レ ポ ー ト

(令和 5年10月 1日 ~ 令和 6年 9月30日)



市 川 土 木 株 式 会 社

令 和 6 年 1 2 月 作 成

# 目 次

①	組織の概要	P-1
②	実施体制	P-2
③	環境経営方針	P-3
④	115期・環境経営目標・実績及び中長期環境経営目標	P-4
⑤	当期（115期）・環境経営計画	P-5
⑥	当期（115期）・環境経営計画の取組結果とその評価	P-7
⑦	環境上の緊急事態の訓練実施報告書	P-9
⑧	活動報告	P-18
⑨	次期（116期）・環境経営計画	P-20
⑩	115期・環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P-22
⑪	115期 代表者による全体の評価と見直し・指示	P-25
⑫	115期 外部からの苦情等受付結果	P-26
⑬	115期 問題点の是正処置・予防処置結果表	P-27

# ① 組 織 の 概 要

・事業所名及び代表者名

市川土木株式会社 代表取締役 市川聡康

・所在地

(本 社) 静岡県静岡市駿河区東新田1丁目3番55号

(関東営業所) 神奈川県小田原市栄町3丁目4番17号 相湘11栄町ビル403号

・法人設立年月日

昭和18年11月 2日

・資本金

1億5千万円

・事業内容

総合建設業、骨材採取販売、建物賃貸

建設業許可番号 大臣許可 (特定-2) 第011858号

土木工事業	建築工事業	とび・土工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業
防水工事業	造園工事業	水道施設工事業	大工工事業	左官工事業	石工事業
屋根工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鉄筋工事業	板金工事業	ガラス工事業	
塗装工事業	内装仕上工事業	建具工事業	解体工事業		

・事業の規模

活 動 規 模	単 位	令和5年10月1日～令和6年9月30日
売上高	百万円	3,507
従業員数	名	56
事務所延べ面積	m <sup>2</sup>	1,748.35

・組織体制の認証・登録範囲

本社及び関東営業所(小田原)

- ※ 管理本部 (管理部、各営業部、土木・建築部事務関係及び建材課・建物賃貸)  
建設事業本部 (土木部・建築部の工事施工関係)

・環境管理の責任者及び担当者氏名、連絡先

環境管理責任者 管理部長 市川紘己

担 当 者 管 理 部 橋本明美

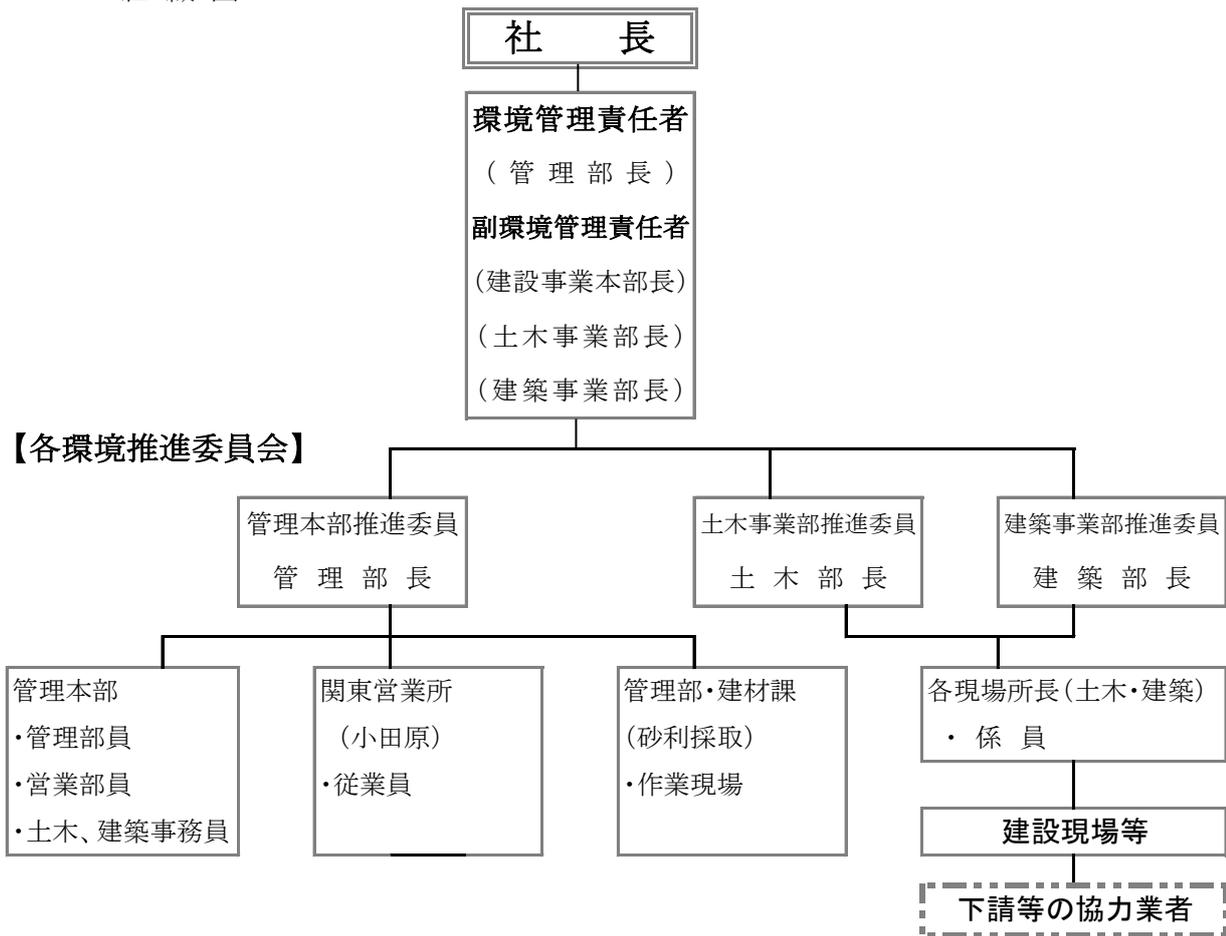
連 絡 先 TEL 054-259-1211

FAX 054-259-1284

Eメール [ichikawa@ichikawadoboku.co.jp](mailto:ichikawa@ichikawadoboku.co.jp)

## ② 実 施 体 制

・組織図



### 【役割及び責任】

職 位	役 割 及 び 責 任
社 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営方針策定及び見直し</li> <li>EA21推進に必要な経営資源の確保</li> <li>経営における課題とチャンスの明確化</li> <li>環境管理責任者の任命</li> <li>全体評価の見直し・指示</li> <li>実施体制の構築</li> </ul>
環 境 管 理 責 任 者 (副環境管理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>EA21要求事項を満たすシステムを構築し、維持・推進・改善を行う。</li> <li>EA21の実施状況及び成果を経営者に報告する。</li> <li>環境に関する会議の開催(内部コミュニケーション)をする。</li> <li>環境コミュニケーションの対外窓口を行う。</li> </ul>
各 事 業 部 推 進 委 員 (各 部 部 長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>期毎の「数値目標、活動計画」を立案する。</li> <li>上記に対する実績の検証を行う。</li> <li>部員各位に「数値目標、活動計画」を周知・実施させる。</li> </ul>
部 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>各現場担当者は工事完了後「数値実績、活動実績」を工事反省時に報告する。</li> <li>「数値目標、活動計画」を協力業者に周知・徹底させる。</li> </ul>
( 管 理 部 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>各現場及び管理本部の「数値実績、活動実績」は管理部にて取り纏めを行う。</li> </ul>

## ③ 環境経営方針

### 企業理念

市川土木株式会社は、総合建設業など当社の全ての事業活動において、社是である「創造への献身」の理念のもと、適切な施工管理の実施とともに、常に地域社会貢献・環境保全・経営の視点を重視した企業経営に努めます。

そして、限りある資源を大切にし、地域と地球の環境保全につながる以下の取り組みを、全社員で自主的に実施し、人と地球にやさしい環境づくりに、積極的・継続的に貢献していきます。

### 基本方針

1. 事業所及び現場で使用する電気・燃料の使用量削減、二酸化炭素排出量削減に取り組めます。
2. 現場で発生した産業廃棄物の分別を徹底し、削減に取り組めます。
3. 水の使用量削減に取り組めます。
4. 現場において騒音・振動・排出ガス・粉塵・濁水及びリサイクルなど環境に配慮した工法選定を徹底します。
5. 環境関連の社会貢献活動に率先して参加します。
6. 化学物質を使用する場合は、適正管理に努めます。
7. 協力業者に対し、環境保全への積極的参加を促します。
8. 産業廃棄物の適正な処理（収集運搬、中間処理）に努めます。
9. 環境関連法規等の遵守に努めます。
10. デジタル化による業務の効率化に積極的に努めます。
11. 全社員に対して、環境経営方針の周知徹底をし、定期的の教育及び継続的改善を実施します。

制定日 平成19年12月25日

改定日 令和3年5月25日

代表取締役 市川聡康

## ④ 115期・環境経営目標・実績及び中長期環境経営目標

### 基準値

部署	環境目標	単位	114期・実績			評価	116期・目標		
			R4.10.1 ~R5.9.30	R5.10.1 ~R6.9.30	R5.10.1 ~R6.9.30		R6.10.1 ~R7.9.30	R7.10.1 ~R8.9.30	R8.10.1 ~R9.9.30
	二酸化炭素排出量(管理・営業所・建材)	kg-CO <sub>2</sub>	240,730.57	238,323.26	203,881.96	○	<b>235,915.96</b>	233,508.65	231,101.35
	二酸化炭素排出量(土木・建築)	kg-CO <sub>2</sub>	86,765.35	86,073.41	70,960.72	○	<b>85,203.98</b>	84,334.56	83,465.13
管理・ 営業所・ 建材 (合計)	電気使用量	kWh	173,683.00	171,946.17	146,923.00	○	<b>170,209.34</b>	168,472.51	166,735.68
	燃料(G)使用量	L	7,632.47	7,556.15	7,609.19	✖	<b>7,479.82</b>	7,403.50	7,327.17
	軽油使用量	L	54,130.00	53,588.70	44,847.13	○	<b>53,047.40</b>	52,506.10	51,964.80
	一般廃棄物総排出量	kg	5,160.95	510,934.05	3,595.10	○	<b>5,057.73</b>	5,006.12	4,954.51
	水使用量	m <sup>3</sup>	434.20	429.86	441.40	✖	<b>425.52</b>	421.17	416.83
(土木・ 建築 合計)	電気使用量	kWh	58,176.99	57,595.22	84,268.00	✖	<b>57,013.45</b>	56,431.68	55,849.91
	燃料(G)使用量	L	8,424.36	8,340.12	7,043.15	○	<b>8,255.87</b>	8,171.63	8,087.39
	軽油使用量	L	15,211.66	15,059.54	5,460.20	○	<b>14,907.43</b>	14,755.31	14,603.19
	産業廃棄物総排出量	kg	3,734,245.52	3,696,903.06	1,909,323.10	○	<b>3,659,560.61</b>	3,622,218.15	3,584,875.70
	水使用量	m <sup>3</sup>	884.40	875.56	1,714.50	✖	<b>866.71</b>	857.87	849.02
管理本部	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	54,321.73	53,778.51	50,853.48	○	<b>53,235.30</b>	52,692.08	52,148.86
	(二酸化炭素排出量)	電気使用量・kWh	76,280.00	75,517.20	69,167.00	○	<b>74,754.40</b>	73,991.60	73,228.80
		燃料(G)使用量・L	7,632.47	7,556.15	7,609.19	✖	<b>7,479.82</b>	7,403.50	7,327.17
		軽油使用量・L	54,130.00	53,588.70	44,847.13	○	<b>53,047.40</b>	52,506.10	51,964.80
	一般廃棄物総排出量	kg	5,160.95	510,934.05	3,595.10	○	<b>5,057.73</b>	5,006.12	4,954.51
水使用量	m <sup>3</sup>	434.20	429.86	441.40	✖	<b>425.52</b>	421.17	416.83	
営業所 (関東)	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	0.00	0.00	0.00	—	<b>0.00</b>	0.00	0.00
	(二酸化炭素排出量)	電気使用量・kWh	0.00	0.00	0.00	—	<b>0.00</b>	0.00	0.00
		燃料(G)使用量・L	0.00	0.00	0.00	—	<b>0.00</b>	0.00	0.00
探土場 (慈恵尾 建材)	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	186,408.84	184,544.75	153,028.48	○	<b>182,680.66</b>	180,816.57	178,952.49
	(二酸化炭素排出量)	電気使用量・kWh	97,403.00	96,428.97	77,756.00	○	<b>95,454.94</b>	94,480.91	93,506.88
		軽油使用量・L	54,130.00	53,588.70	44,847.13	○	<b>53,047.40</b>	52,506.10	51,964.80
土木事業本部	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	47,488.62	47,013.73	51,119.40	✖	<b>46,538.85</b>	46,063.96	45,589.08
	(二酸化炭素排出量)	電気使用量・kWh	38,396.09	38,012.13	54,771.00	✖	<b>37,628.17</b>	37,244.21	36,860.25
		燃料(G)使用量・L	4,776.36	4,728.60	6,553.15	✖	<b>4,680.83</b>	4,633.07	4,585.31
		軽油使用量・L	6,948.66	6,879.17	3,698.20	○	<b>6,809.69</b>	6,740.20	6,670.71
		灯油使用量・L	20.00	19.80	34.00	✖	<b>19.60</b>	19.40	19.20
	産業廃棄物総排出量	kg	937,462.00	928,087.38	1,520,972.00	✖	<b>918,712.76</b>	909,338.14	899,963.52
	水使用量	m <sup>3</sup>	495.50	490.55	587.90	✖	<b>485.59</b>	480.64	475.68
建築事業本部	二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	39,276.73	39,059.68	19,841.32	○	<b>38,665.13</b>	38,270.59	37,876.05
	(二酸化炭素排出量)	電気使用量・kWh	19,780.90	19,583.09	29,497.00	✖	<b>19,385.28</b>	19,187.47	18,989.66
		燃料(G)使用量・L	3,648.00	3,611.52	490.00	○	<b>3,575.04</b>	3,538.56	3,502.08
		軽油使用量・L	8,263.00	8,180.37	1,762.00	○	<b>8,097.74</b>	8,015.11	7,932.48
		灯油使用量・L	71.28	70.57	0.00	○	<b>69.85</b>	69.14	68.43
	産業廃棄物総排出量	kg	2,796,783.52	2,768,815.68	388,351.10	○	<b>2,740,847.85</b>	2,712,880.01	2,684,912.18
	水使用量	m <sup>3</sup>	388.90	385.01	1,126.60	✖	<b>381.12</b>	377.23	373.34

・ 関東営業所の電気使用量は基本料のみで使用していません。燃料使用量についても電車利用の為、使用していません。

・ 「環境経営目標」は、114期の実績を基に毎年1%ずつ削減をし3年間で3%の削減を目標とする。

○・・・達成    ✖・・・不達成

注) 購入電力の排出係数: 中部電力(平成28年度) 0.480を使用    東京電力は使用量が少ない為、0.480で統一しています。

化学物質は使用していません。

## ⑤ 当期（115期）・環境経営計画

推進計画	実施事項	管理及び集計方法	時期	担当者	備考
① 二酸化炭素排出量の削減 (電気・ガソリン・軽油・灯油)	<b>《今期重点実施事項》</b> <b>【管理本部】</b> ・LED照明の段階的導入(継続) ・ハイブリッド車の導入(継続)  <b>【各現場】</b> ・ソーラー式(センサー付)照明の検討・導入(継続) ・排出ガス対策型建設機械を使用する  <b>【全社】</b> <b>《通年》【電力の抑制】</b> ・冷房28±1℃、暖房20±1℃の室内温度を目安とする ・クールビズ及びウォームビズの実施 ・無人にする部屋は消灯 ・晴天時、昼間消灯の励行 ・電気機器(照明、エアコン等)の省エネルギー化の検討及び実施 ・デジタル化により業務の効率化を図り、省エネルギーにつなげる  <b>《通年》【燃料使用量の削減】</b> ・駐停車時のアイドリングストップ ・急発進、急加速の撲滅	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	<b>【管理本部】</b> ・通年集計	管理本部 現場員	
② 一般廃棄物総排出量の削減	<b>《通年》</b> ・コピー及びプリントアウトは必要最小限とする ・FAX受信用紙・プリンターの試し打ちは裏白紙を使用する ・使用した紙は、まとめて管理部へ持込む ・使用した紙は、紙リサイクル業者へ持込む ・サイボウズの有効活用によりペーパーレス化を推進する	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	<b>【各工事】</b> ・工事完了後速やかに数値の集計を行い、管理本部に提出する。(11月末まで)		
③ 水使用量の削減	<b>《通年》</b> ・現場内での散水の時間管理に気を配る ・洗い物は時間を決めまとめて洗う ・洗車等での水使用をこまめに開閉する ・節水機器の使用の検討と実施	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	・工事完成報告時に環境活動(法令・是正・予防・事故発生状況・訓練等)の報告・検証をおこなう。		
④ 建設発生材の発生状況とその対応	<b>《通年》</b> ・施工検討PJ会議での分別回収計画の検討 ・産業廃棄物の分別回収に努める ・材料業者、協力業者からの残材、包装材の削減、持ち帰りに努める ・収集運搬業務を適法かつ適正な手順にて実施する。 ・発生土・泥水泥土は適法かつ適正な手順で中間処理し再資源化する。	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック		現場員	
⑤ 建設発生土の発生状況とその対応	<b>《通年》</b> ・再資源化したりリサイクル土の有効活用を推進する。	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック			
⑥ 環境に配慮した工法・選定	<b>《通年》</b> ・施工検討PJ会議での施工現場の騒音・振動・濁水に配慮した工法を選定	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・工事反省会時に報告			

⑦ 関係する環境関連法規	《 通 年 》 ・施工検討PJ会議にて関連法規の確認及び遵守	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		現 場 員	
⑧ 教育等(施工・安全・環境等)(協力会社を含む)	《 通 年 》 ・是正、予防処置時での職員・協力業者への教育の徹底	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		現 場 員 安 全 担 当	
⑨ 緊急時の対応策及び訓練等	《 通 年 》 ・土木、建築工事現場において、訓練の実施各部1件以上／年	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		全 員	
⑩ そ の 他	『社会貢献』 ・道路清掃活動・河川美化活動・打ち水作戦等の実施	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告			

環境活動の 推進サイクル	1. 期の各事業部数値の集計	・管理本部にて全社の集計を実施	11月末までに全体集計完了	管 理 本 部	
	2. 上記による各事業部の各種活動報告作成	・上記集計数値及び各現場よりの報告に基づき年間報告書を作成する。	12月初旬	各 事 業 部 長	
	3. 推進会議の開催	・上記に基づき『推進会議』を開催する。 ・エコシステムに不具合等がある場合は、マニュアル等の見直しをおこなう。	12月中旬	推 進 委 員 会	
	4. 代表者による全体の評価と見直しの実施		12月末	社 長	
	5. 必要に応じ、各帳票の見直し		上記により必要に応じ	推 進 委 員	

## ⑥ 当期(115期)・環境経営計画の取組結果とその評価

評価	管 理 本 部		土 木 事 業 部		建 築 事 業 部	
	コ	メ	コ	メ	コ	メ
評価	コ		メ		コ	
二酸化炭素排出量の削減(電気・ガソリン・軽油・灯油)						
①	○	<p>【電気】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「デマンド」により常時電気使用量を監視し、「注意音」が発生した場合は即座に電気使用軽減を全社に促した。</li> <li>・エアコンの稼働開始時間の分散化による最大使用電力の削減。</li> <li>・CO2フリー電気を導入しCO2排出量を削減した。</li> <li>・建物全体のLED照明への変更により電気量削減が進んだ。</li> </ul> <p>【ガソリン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成には至らなかったものの、使用量は昨年度と同程度かそれ以下に抑えることができた。</li> </ul> <p>(建材)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方出荷の減少が主な要因となり、全体の使用量も大きく減少した。</li> </ul>	○	<p>【電気】電気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用量は目標値より大幅に増えている(1.4倍)。現場事務所の設置数が前年より増え、猛暑によるエアコン使用量が増えたことが要因と考えられる。</li> <li>・現場事務所以外の電力使用については、ソーラー式LED型の活用(安全灯・規制標識)</li> </ul> <p>【ガソリン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用量が前年比より増えている。(1.4倍)原因としては、現場内移動の現場が増えたことが考えられる。</li> </ul> <p>【軽油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用量が大幅に抑えられている。(0.5倍)発電機及び自社レンタルの重機燃料に使用</li> </ul> <p>【灯油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用量は、目標を上回っている。(1.7倍)</li> <li>・灯油を使用する現場は減ってきている。</li> </ul>	×	<p>【電気】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用量は、前期と比べ増えている、現場数が増えていることが要因の1つと考えられる。</li> <li>・今後も、休憩時消灯・作業時エアコン切るなど節電を実施・作業通路にソーラー式ライトを設置するなどして、職員に指導し節電に努めていきたい。</li> </ul> <p>【ガソリン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料使用料は、現場数にもよりますが、前年と比べかなり減っている。</li> <li>・今後も現場内アイドリングストップの指導・Zoom会議を行い、使用料を減らしていきたい。</li> </ul> <p>【軽油】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油使用料は、現場数にもよりますが、前年と比べかなり減っている。</li> </ul>
一般廃棄物総排出量の削減						
②	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷前のチェック、裏紙使用に努めた。</li> <li>・社内回覧をサイボウズにすることにより、ペーパーレス化に努めた。</li> <li>・使用した紙は、紙リサイクル業者に持ち込んだ。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システムの活用により、印刷紙の削減を図っている。</li> <li>・両面印刷による紙使用枚数の削減を図っている。</li> <li>・ミス印刷紙の裏面活用を心かけている。</li> <li>・現場単位で一般廃棄物を処理したため、目標値を大幅に上回ってしまった。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物総排出量は、前期と比べ減っている。解体現場数が少なかったことが、要因の1つとして考えられる。</li> <li>・今後も、現場内書類(KY用紙・アンケート表など)はミスコピーの裏面の利用をしたり、タブレット(スパイダー+)を使用し、現場に図面をデータとして持参する事で 図面の打ち出しを減らすなどして、削減していきたい。</li> </ul>
水使用量の削減						
③	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社保屋外壁修繕の際に、水支給をおこなったため、使用量が増えました。</li> <li>・洗い物はまとめて行い節水に努めている。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所での節水に努めたが、現場施工の散水・養生等に使用する水の現地調達(河川水等)が困難な現場で水道水使用により目標数値を大幅に上回った。</li> </ul>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水使用量は、現場数にもよりますが、前期と比べかなり増えている。</li> <li>・道具の水洗い、散水等の作業時垂れ流し状態にならないように、新規入場者教育、朝礼等にて指導して行く。</li> </ul>
建設発生材の発生状況とその対応						
④	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理業者と産業廃棄物委託契約書を取交し、マニフェストにて適正に処理している。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者と産業廃棄物処理委託契約を結び適正に処理している</li> </ul>

建設発生土の発生状況とその対応						
⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	・該当なし	<input type="checkbox"/>	・建設発生土は施工計画書に基づき、適正な受入地(処分地)に処理している。又、建設副産物情報交換システムに登録している。	<input type="checkbox"/>	・残土処理場にて適正に処理。
環境に配慮した工法・選定						
⑥	<input checked="" type="checkbox"/>	・該当なし	<input type="checkbox"/>	・排出ガス対策型・低騒音・低振動建設機械の使用 ・濁水が発生する場合は、処理タンクを設置し、排水処理を実施。 ・河川工事においては、沈砂池を設置した。	<input type="checkbox"/>	・昨年度と同様、排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の使用を実施した。
関係する環境関連法規						
⑦	<input type="checkbox"/>	・法令等に抵触なし。	<input type="checkbox"/>	・法定等に抵触なし。	<input type="checkbox"/>	・法令等に抵触なし
教育等(施工・安全・環境等)(協力会社を含む)						
⑧	<input type="checkbox"/>	・月に一度、現場安全衛生パトロール・安全協議会(協力業者共)を実施した	<input type="checkbox"/>	〈施工〉 ・施工計画書に基づいた施工管理実施 ・施工手順書に基づく施工の実施 〈安全〉 ・日々の朝礼・KY活動・新規入場者教育・現場巡視の実施 ・安全教育・訓練(4時間/月)の実施	<input type="checkbox"/>	・各現場ごとに災害防止協議会の開催 ・施工計画書を元に、施工についての教育実施 ・日々の安全点検・KY活動 実施
緊急時の対応策及び訓練等						
⑨	<input checked="" type="checkbox"/>	・該当なし	<input type="checkbox"/>	・安倍川出水時巡視訓練 ・災害対策用機械操作訓練 ・災害時の応急訓練研修	<input type="checkbox"/>	・日東富士製粉 中央倉庫建替 建築3期工事にて、コンクリートの流出訓練を行った。
その他						
⑩	<input type="checkbox"/>	『社会貢献活動』 ・道路(地域)清掃・河川清掃活動等に参加した。 ・打ち水作戦を実施した。  『温室効果ガスの排出抑制』 ・「デマンド」管理により、消費電力を抑えた。	<input type="checkbox"/>	・【社会貢献活動】 ・静岡農業高校生インターンシップ受入 ・河川美化清掃活動(巴川除草)への参加	<input type="checkbox"/>	『社会貢献活動』 ・打ち水作戦への参加

## 【マネジメントレビュー】

「※」項目については、次期には確実に実施するように。

## ⑦ 安倍川出水時巡視訓練



令和 6 年 5 月 20 日

午後 2 時 3 分

藁科川 右 岸

4.00 km + 3.0

巡視状況

本流側水位 右岸側

橋脚標示 31.0m



令和 6 年 5 月 20 日

午後 2 時 34 分

安倍川 右 岸

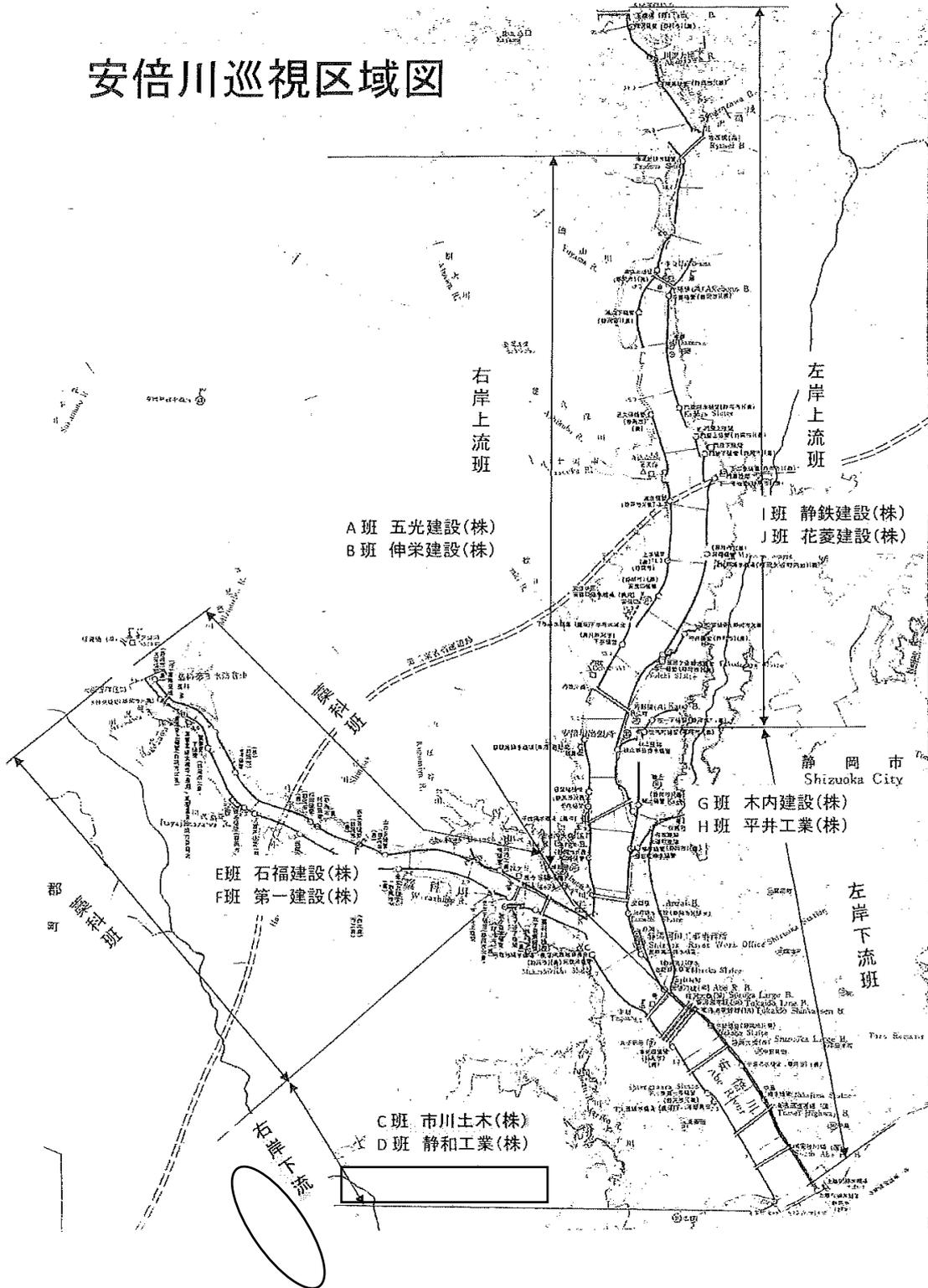
1.00 km

巡視状況

川裏法崩れ・漏水確認

SL=1.5m L=5.0m

# 安倍川巡視区域図



第12条 巡視の対象物及び項目

1 巡視の範囲は、堤防等の河川管理施設の保全に関するものとし、対象物は次の通りとする。

- 1) 堤防
- 2) 堤防沿いの高水敷
- 3) 堤防の護岸・水制・床固
- 4) 堰・水閘門・樋門・樋管
- 5) 水防資材(備蓄土砂・水防活動)
- 6) 工事実施箇所

2 巡視項目は次の通りである。

区 分	巡 視 項 目
護岸・高水敷	亀裂・法崩れ・陥没・漏水・滑り・その他許可工作物の撤去状況
護岸・床固	亀裂・崩壊・陥没・流出・破損・その他
堰・水閘門・樋門・樋管	周辺法面の状況・陥没・亀裂・本体の状況・取付護岸・操作状況(全開全閉確認)
水防資材	備蓄状況・水防活動状況(場所・時間・工法・人員)
工事箇所	資材・建設機械の撤去状況・出水対策状況

第13条 整理報告

監視員は、巡視業務が終了し出張所に帰着後、直ちに管理技術者等に状況報告を行うとともに、別紙の巡視調書の作成・写真等の整理を行い、管理技術者等に提出しなければならない。

第14条 安全管理

本業務の遂行にあたっては、監視員の安全を最優先とし、車両の運行・状況の把握・情報の収集に関し、無理な行動を取らないように努めなければならない。また、巡視業務中に浸水・崖崩れ等で危険と思われる場合は、管理技術者等に報告し指示を受け、定められた経路の変更あるいは業務を中止するものとする。

第15条 担当区域

本業務の担当区域は、次の通りとする。

担 当 区 域	班	区 間	備 考
安倍川 安倍川出張所管内	安倍川 班	安倍川 右岸下流班 河口 ~ 牧ヶ谷橋	C 班

⑦ 災害対策用機械操作訓練(排水ポンプ車・照明車)



## ⑦ 災害時の応急対策訓練研修(下水管路)



公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部 静岡県部会

「第19回災害時の応急対策訓練研修」実施計画書

開催日：令和6年9月10日(火)

場 所：富士市産業交流展示場 ふじさんめっせ

項 目	訓練時間	内 容
受付	13時00分から 13時20分まで	
訓練開始・開会挨拶	13時20分から 13時35分まで	副部会長 竹原 功 静岡県交通基盤部 生活排水課長 計画班長 久木田真次 様 富士市上下水道部 下水道施設維持課長 佐野和史 様 岳南排水路管理組合 局長 前嶋 裕 様
第1部 講演	13時35分から 13時55分まで	講師 静岡県 交通基盤部 都市局 生活排水課 計画班長 久木田真次 様
演題 「令和6年能登半島地震で発生した下水道被害に対する支援について」	13時55分から 14時45分まで	講師 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 常務理事 井坂昌博 様
演題 「能登半島地震における復旧支援活動について」	14時45分から 15時00分まで	講師 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 静岡県部会 藤倉 均
休憩・移動	15時00分から 15時15分まで	
第2部 実演・見学	15時15分から 16時10分まで	二次調査の実演 資機材の紹介
訓練終了・講評	16時10分から	静岡県交通基盤部 生活排水課長 計画班長 久木田真次 様 富士市上下水道部 下水道施設維持課長 佐野和史 様 岳南排水路管理組合 局長 前嶋 裕 様
閉会挨拶	16時20分から	副部会長 丸山博史

※ 訓練時間は進行状況により前後致しますのでご了承下さい。

石川建設株式会社  
 土木事業部  
 令和6年2月4日～4月27日

隆起したマンホール




公益社団法人日本下水道管線管理協会  
 中部支店新築部

石川建設株式会社  
 土木事業部  
 令和6年2月4日～4月27日

作業状況 本管テレビカメラ調査




公益社団法人日本下水道管線管理協会  
 中部支店新築部

## ⑦環境上の緊急事態の訓練結果 計画表・実施表

		実 施		計 画 R5 年 3 月 15 日	
		確 認	作 成	承 認	作 成
		作業所長	担当者	作業所長	担当者
タイトル	側溝にコンクリートが流出した場合の緊急処置				
日 時	R 6 年 9 月 7 日 A M 9:00 ~ A M 11:00 <del>P M</del>				
場 所	日東富士製粉 中央倉庫建替 建築3期工事				
参加者	(社名・氏名) 市川土木株式会社 望月明穂・風間迅登 三和建商株式会社 和田幹夫・中村一好				
内 容	<p>訓練内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コンクリートが流出(発見者が所長に連絡)</li> <li>②1次緊急処置(土嚢袋に砂及び土を入れ流出部に置く)</li> <li>③2次緊急処置(スコップにて流出コンクリートを排出)</li> <li>④流出防止完了確認(所長に報告)</li> </ul> <p>結果</p> <p>スムーズに行うことが出来た。 訓練を行う中で、とっさの判断が出来るようになる」と認識した。</p>				
備 考					



日東富士製粉3期工事  
 訓練日：9/7  
 コンクリート打設時側  
 溝にコンクリート・油  
 等が流出した  
 ①コンクリート打設時  
 コンクリートが側溝に  
 流出した



日東富士製粉3期工事  
 訓練日：9/7  
 コンクリート打設時側  
 溝にコンクリート・油  
 等が流出した  
 ①土嚢袋にて流出阻止  
 コンクリートを取り除  
 く



日東富士製粉3期工事  
 訓練日：9/7  
 コンクリート打設時側  
 溝にコンクリート・油  
 等が流出した  
 ①すべて取り除いたこ  
 とを確認訓練終了

⑧

## 施工検討PJ会議

- ・工事毎に土木・建築の各々の部署にて開催する。
- ・参加者は、現場担当者・上職者及び営業担当者による。
- ・打合せ内容  
(当該現場における問題・課題・品質・工程・施工管理、災害発生時の対応、エコ、地域貢献等)



## 工事反省会

- ・工事完了時に開催し、社内基準に基づき社内評価を行う。
- ・参加者は役員・現場担当者・上職者・営業担当者・安全担当者による。
- ・反省会内容  
(原価・品質・工程・施工・安全・エコ等)



## 現場パトロール

- ・毎月1回施工中現場パトロールを実施する。
- ・参加者は安全担当者・土木建築部職員・協力業者(当番制)による。
- ・パトロール終了後、本社にて「安全協議会」を開催する。



## 安全衛生大会

- ・年1回『安全衛生大会』を開催する。
- ・参加者は全社員・全協力業者による。
- ・優良社員・優良協力業者の表彰及び講師(コンサルタント・警察官等)を招き講話を開催する。



## 打ち水作戦

- ・地球温暖化対策として、職員による「打ち水作戦」を実施した。
- ・二次利用水を使用(井戸水)



## 小さな親切運動

- ・環境美化活動の一環として「クリーン作戦」に参加した。
- ・安倍川河川敷(安倍川流木クリーンまつりへの参加)・静岡市中心街の清掃等



## ⑨ 次期（116期）・環境経営計画

推進計画	実施事項	管理及び集計方法	時期	担当者	備考
① 二酸化炭素排出量の削減 (電気・ガソリン・軽油・灯油)	<b>《今期重点実施事項》</b> <b>【管理本部】</b> ・ハイブリッド車の導入(継続)  <b>【各現場】</b> ・ソーラー式(センサー付)照明の検討・導入(継続) ・排出ガス対策型建設機械を使用する  <b>【全社】</b> <b>《通年》【電力の抑制】</b> ・冷房28±1℃、暖房20±1℃の室内温度を目安とする ・クールビズ及びウォームビズの実施 ・無人にする部屋は消灯 ・晴天時、昼間消灯の励行 ・電気機器(照明、エアコン等)の省エネルギー化の検討及び実施 ・デジタル化により業務の効率化を図り、省エネルギーにつなげる  <b>《通年》【燃料使用量の削減】</b> ・駐停車時のアイドリングストップ ・急発進、急加速の撲滅	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	<b>【管理本部】</b> ・通年集計	管理本部 現場員	
② 一般廃棄物総排出量の削減	<b>《通年》</b> ・コピー及びプリントアウトは必要最小限とする ・FAX受信用紙・プリンターの試し打ちは裏白紙を使用する ・使用した紙は、まとめて管理部へ持込む ・使用した紙は、紙リサイクル業者へ持込む ・サイボウズの有効活用によりペーパーレス化を推進する	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	<b>【各工事】</b> ・工事完了後速やかに数値の集計を行い、管理本部に提出する。(11月末まで)		
③ 水使用量の削減	<b>《通年》</b> ・現場内での散水の時間管理に気を配る ・洗い物は時間を決めまとめて洗う ・洗車等での水使用をこまめに開閉する ・節水機器の使用の検討と実施	<b>【管理本部】</b> ・集計表①② ・環境負荷の自己チェック  <b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック	・工事完成報告時に環境活動(法令・是正・予防・事故発生状況・訓練等)の報告・検証をおこなう。		
④ 建設発生材の発生状況とその対応	<b>《通年》</b> ・施工検討PJ会議での分別回収計画の検討 ・産業廃棄物の分別回収に努める ・材料業者、協力業者からの残材、包装材の削減、持ち帰りに努める ・収集運搬業務を適法かつ適正な手順にて実施する。 ・発生土・泥水泥土は適法かつ適正な手順で中間処理し再資源化する。	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック		現場員	
⑤ 建設発生土の発生状況とその対応	<b>《通年》</b> ・再資源化したリサイクル土の有効活用を推進する。	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・環境負荷の自己チェック			
⑥ 環境に配慮した工法・選定	<b>《通年》</b> ・施工検討PJ会議での施工現場の騒音・振動・濁水に配慮した工法を選定	<b>【土木・建築事業本部】</b> ・工事反省会時に報告			

⑦ 関係する環境関連法規	《通年》 ・施工検討PJ会議にて関連法規の確認及び遵守	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		現場員	
⑧ 教育等(施工・安全・環境等)(協力会社を含む)	《通年》 ・是正、予防処置時での職員・協力業者への教育の徹底	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		現場員 安全担当	
⑨ 緊急時の対応策及び訓練等	《通年》 ・土木、建築工事現場において、訓練の実施各部1件以上／年	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告		全 員	
⑩ その他	『社会貢献』 ・道路清掃活動・河川美化活動・打ち水作戦等の実施	【土木・建築事業本部】 ・工事反省会時に報告 (土木:社内検査報告書に添付)			

環境活動の 推進サイクル	1. 期の各事業部数値の集計	・管理本部にて全社の集計を実施	11月末までに全体集計完了	管理本部	
	2. 上記による各事業部の各種活動報告作成	・上記集計数値及び各現場よりの報告に基づき年間報告書を作成する。	12月初旬	各事業部長	
	3. 推進会議の開催	・上記に基づき『推進会議』を開催する。 ・エコシステムに不具合等がある場合は、マニュアル等の見直しをおこなう。	12月中旬	推進委員会	
	4. 代表者による全体の評価と見直しの実施		12月末	社長	
	5. 必要に応じ、各帳票の見直し		上記により必要に応じ	推進委員	

⑩115期・環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

【事務所】

評価日 令和 6年12月16日

評価者 環境管理責任者 市川紘己

法律・条例	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守結果		
義務	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○	
		産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
		運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結 (処理業者の許可証確認)	○	
		マニフェストの交付		○	
		マニフェストの保管	A票、5年間保管	○	
		マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○	
		マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○	
		管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施(県知事・市長宛に報告義務)	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○	
		産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○	
		電子マニフェスト管理(JWNET:マニフェスト制度)廃棄物処理法に基づく制度の対象	廃棄物処理引渡日から3日以内に情報を登録	○	
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	特定家庭用機器廃棄物の収集運搬をする者等への適切な引渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	△	
	法令	消防法	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○
		防火対象物の管理 消防用設備等の適正管理 防火対象物の点検及び報告			
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)		使用済自動車の引渡義務		△	
		使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	△	
資源有効利用促進法		パソコン等廃却時の処置		○	
フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)		冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施	①企業・法人の管理者が確認 簡易点検の実施  有資格者による定期点検実施(対象なし)	○	
	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	△		
ビル管法	事務所ビル(延べ床面積300㎡以上)の適正維持管理	室内環境(温度・湿度・CO2濃度・騒音、照度、害虫等)	○		
責務・努力	法令	環境基本法	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○

「○」遵守、「×」違反、「△」今期は適用対象なし、「-」適用なし

2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

⑩115期・環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

【土木】

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 令和 6年12月16日  
評価者 土木部部长 瀧井克行

法規・条例・規制	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価		
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○		
	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○		
	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○		
	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結 (処理業者の許可証確認)	○		
	マニフェストの交付		○		
	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○		
	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○		
	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○		
	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施(県知事・市長宛に報告義務)	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○		
	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○		
	産業廃棄物処理基準の順守	産業廃棄物収集運搬業者	○		
	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○		
	電子マニフェスト管理(JWNET:マニフェスト制度)廃棄物処理法に基づく制度の対象	廃棄物処理引渡日から3日以内に情報を登録	○		
	産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者(前年度の産業廃棄物発生量1000t以上、特別管理産業廃棄物50t以上) 6月30日までに提出(電子マニフェスト管理を除く)	○		
	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	多量排出事業者(前年度の産業廃棄物発生量1000t以上、特別管理産業廃棄物50t以上) 6月30日までに提出(電子マニフェスト管理を除く)	○		
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○	
		対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上)	○	
		対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
		対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
		対象建設工事受注者の再資源化等の実施 分別解体等の特定建設資材廃棄物の再資源化	①コンクリート、②コンクリート・鉄の建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート 4品目	○	
対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告		発注者への完了報告	○		
技術管理者の設置(解体工事の監督)			○		
騒音規制法	特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	△		
	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	△		
振動規制法	特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機	△		
	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	△		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務 全ての管理第1種特定製品の点検義務 (大型重機:バックホウの運転席空調機)	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検(3ヶ月に1度)実施、定期点検実施	△		
建設業法	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○		
	主任技術者の設置		○		
	監理技術者の設置		○		
水道法	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○		
下水道法	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	△		
河川法	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	△		
静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	△	
		改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	△	
		振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	△	
		改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	△	
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	産業廃棄物管理責任者の設置		○		
	委託先の現地確認と記録の保存	現地確認(年1回実施)と記録保管(5年間保存)	○		
責務・努力	法令	環境基本法	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進)	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○

「○」遵守、「×」違反、「△」今期は適用対象なし、「-」適用なし

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

⑩115期・環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

【建築】

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 令和 6年12月16日  
評価者 建築部部長 鈴木勝之

法規・条例・規制	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価		
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○		
	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○		
	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結 (処理業者の許可証確認)	○		
	マニフェストの交付		○		
	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○		
	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○		
	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○		
	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施(県知事・市長宛に報告義務)	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○		
	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○		
	電子マニフェスト管理(JWNET:マニフェスト制度)	廃棄物処理引渡日から3日以内に情報を登録	○		
	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講者	△		
建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○		
	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上)	○		
	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○		
	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○		
	対象建設工事受注者の再資源化等の実施 分別解体等の特定建設資材廃棄物の再資源化	①コンクリート、②コンクリート・鉄の建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート 4品目	○		
	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告 技術管理者の設置(解体工事の監督)	発注者への完了報告	○ △		
建設物省エネ法	基準適合義務	対象は住宅・非住宅、すべての規模で適合義務	○		
		適合性判定/建築確認・検査(非住宅200㎡以上、住宅は一部)	○		
		省エネ基準への適合検査・検査省略or建築確認・検査不要(平屋かつ200㎡以下)	○		
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業の実施の届出	都道府県知事に作業開始14日前までに届出書を提出	△		
	解体等工事に係る調査及び説明	特定工事に当たるか調査し、発注者に説明	○		
騒音規制法	特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○		
	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	△		
振動規制法	特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機	○		
	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	△		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務 全ての管理第1種特定製品の点検義務 (大型重機:バックホウの運転席空調機)	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検(3ヶ月に1度)実施、定期点検実施	△		
静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	△	
		改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	△	
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○	
		改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	△	
責務・努力	法令	環境基本法	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進)	○

「○」遵守、「×」違反、「△」今期は適用対象なし、「-」適用なし

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

## ⑪ 115期 代表者による全体の評価と見直し・指示

項 目		確認：(必要に応じて評価・コメント)
1・見直し関連情報	1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね適切に作成・管理されている。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙のとおり (レポート P4~5)
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね取り組むことができた。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 管理本部 遵守できました。
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設現場 遵守できました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> エコに係る苦情等はありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/> 特に変更はなし。
8 その他( )	<input type="checkbox"/>	

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>114期に引き続き、115期においても環境負荷の軽減に向けた重点実施事項を継続し、省エネルギー化と業務の効率化に取り組みました。</p> <p>特に管理本部では、建物全体のLED照明化を100%達成。数値目標こそ設定していなかったものの、段階的導入を着実に進めた結果、期末時点で全照明のLED化を完了し、省電力化に大きく貢献しました。</p> <p>現場においても、ソーラー式照明の導入や事務所で節電対策、直行直帰の推進、定例会議のオンライン化(Zoom活用)などを継続。移動や会議に伴うエネルギー消費の抑制に努めました。さらに、サイボウズの有効活用や現場でのデジタル化により、業務の効率化とペーパーレス化を推進しました。</p> <p>また、河川・道路の美化活動や打ち水作戦など、地域環境の保全に資する社会貢献活動にも積極的に取り組みました。</p> <p>管理本部では、燃料使用量がわずかに増加したものの、LED化の効果によりCO<sub>2</sub>排出量全体では引き続き目標を達成。加えて、建材部門においては、すべての数値目標を達成し、計画通りの成果を上げることができました。</p> <p>一方、土木事業部では電気および燃料の使用量が目標を上回る結果となりましたが、建築事業部においては電気使用量の増加はあったものの、燃料使用量の削減によりCO<sub>2</sub>排出量を抑制することができました。</p> <p>115期全体としては、具体的な数値目標に対してCO<sub>2</sub>排出量は概ね達成。現場レベルでの取り組みと日々の意識の積み重ねが、環境経営における着実な前進を支えました。今後もこの姿勢を継続し、持続可能な成長と環境配慮の両立を図ってまいります。</p>			
	<p>令和6年12月16日</p> <p>市川土木株式会社</p> <p>代表取締役 市川 聡 康</p>			
		見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1	環境方針	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2	環境目標	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3	環境活動計画	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	4	環境に関する組織	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
5	その他のシステム要素	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
6	その他(外部への対応)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		



### ⑬ 115期・問題点の是正処置・予防処置結果表

( I S O と 同 様 )

No.	実施日	事業部名	工事名等	責任者名	是正・予防処置内容	参加者	対策	結果	備考
1									
2					【 該 当 な し 】				
3									
4									
5									
6									